附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（財務諸表及び事業報告書の作成に係る経過措置）

第二条　この省令による改正後の規定の平成三十一年四月一日前に開始する事業年度における適用については、なお従前の例による。

一　第一条の規定による国立研究開発法人土木研究所の財務及び会計等に関する省令第八条及び第九条

二　第二条の規定による国立研究開発法人建築研究所に関する省令第十四条及び第十五条

三　第三条の規定による国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所に関する省令第十四条及び第十五条

四　第四条の規定による独立行政法人海技教育機構に関する省令第十三条及び第十四条

五　第五条の規定による独立行政法人航空大学校に関する省令第十三条及び第十四条

六　第六条の規定による独立行政法人自動車技術総合機構に関する省令第十三条及び第十四条

七　第七条の規定による独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令第十三条及び第十三条の二

八　第八条の規定による独立行政法人国際観光振興機構に関する省令第八条及び第十四条

九　第九条の規定による独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令第十条及び第十一条

十　第十条の規定による独立行政法人自動車事故対策機構に関する省令第十三条及び第十四条

十一　第十一条の規定による独立行政法人空港周辺整備機構に関する省令第十三条及び第十四条

十二　第十二条の規定による独立行政法人都市再生機構に関する省令第十二条及び第十二条の二

十三　第十三条の規定による独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令第十二条及び第十二条の二

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年三月二十九日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則二―三―三八

人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次	目次
第一章・第二章　（略）	第一章・第二章　（略）
第三章　内部部局	第三章　内部部局
第一節　事務総局に置く課、室、局等の設置等（第四条―第十六条）	第一節　事務総局に置く課及び局等の設置等（第四条―第十六条）
第二節・第三節　（略）	第二節・第三節　（略）
第四章～第七章　（略）	第四章～第七章　（略）
附則	附則
第三章　内部部局	**第三章**　内部部局
第一節　事務総局に置く課、室、局等の設置等	**第一節**　事務総局に置く課及び局等の設置等
（事務総局に置く課、室、局等の設置）	（事務総局に置く課、局等の設置）
第四条　事務総局に、次の五課、二室及び四局並びに参事官一人を置く。	**第四条**　事務総局に、次の五課及び四局並びに参事官一人を置く。
（略）	（同上）
国際課	国際課
公文書監理室	（新設）